

第2次計画と第3次計画の変更点について



1 取組方針の変更点（各施策体系図参照）

★4つの取組方針→5つの取組方針へ

「子どもの権利の保障と青少年の健全育成」を
「子どもの権利保障」と「青少年の健全育成及び若者支援」に分け、
「子どもの権利保障」を全体にかかる重要な方針として1番目に位置付けた。



2 基礎事業の変更点

・第2次計画期間中に概ね達成した事業（抜粋）

第2次事業No.	事業名・概要	達成状況
87	幼保連携型認定こども園の設置の推進 私立幼稚園の幼保連携型認定こども園への移行を支援	幼保連携型認定こども園への移行を希望する私立幼稚園については移行が完了。
97	3歳児の幼児教育の受け皿の拡大 こども園で3歳児の幼児教育のみの利用を受入れるため、こども園の民間移管を検討	第2次豊田市立こども園民間移管計画に沿って、適切に移管法人を決定。3歳児の受入枠を拡大することができた。

・第2次計画→第3次計画で修正が行われた事業（抜粋）

第3次事業No.	事業名	変更内容
8	子ども総合支援拠点（家庭児童相談室）における児童虐待への早期対応及び子育て相談・支援の実施	H28年6月に公布された「児童福祉法の一部を改正する法律」において、市町村は子どもとその家庭及び妊産婦を対象に、相談全般や調査、訪問等による継続的なソーシャルワーク業務まで行う総合的な支援拠点の整備に努めなければならないと規定。 第2次計画時にも虐待防止対策に取り組んでいるが、上記の児童福祉法改正を受け、相談による子育て支援等も含めて1つの事業にまとめた。
18	子育て世代包括支援センターによる利用者支援事業の実施	H29年8月、厚生労働省により「子育て支援包括支援センター業務ガイドライン」が出され、妊産婦及び乳幼児並びにその保護者の生活の質の改善・向上、胎児・乳幼児にとって良好な生育環境の実現・維持を図るために、包括的な支援が必要であるとされた。 これを受け、第3次計画では母子保健や育児に関する相談支援等を1つの事業としてまとめ、妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目のない支援に力を入れることとした。

・第3次計画から追加、内容を強化した事業（抜粋）

分野	第3次 事業No.	事業名	変更内容
子どもの 権利	1	子どもの権利啓発事業	第2次計画においても子どもの権利学習プログラム等を実施していたが、第3次計画では特に子どもの目線に立った計画として子どもの権利啓発に注力するため、本事業を追加した。子ども自身だけでなく、育ち学ぶ施設や保護者等に向けた子どもの権利の理解と啓発に力を入れていく。
	3	子どもに関わる団体や大人への子どもの権利啓発	
多胎家庭、 多子世帯 への支援	20	妊娠中の健康管理 (パパママ教室)の開催	多胎妊娠・出産・育児においては様々な課題や負担を要することが多いため、継続的な支援に力を入れていく。訪問・電話等での支援や多胎パパママ教室の開催、こども園の入園要件の緩和等を行っていく。 また多子世帯についても、保育料の多子軽減における兄弟の年齢制限撤廃等、支援の充実に向けて準備を進めていく。
	27	多胎家庭への継続的な支援	
	60	多胎世帯への支援 (子ども園等)	
	78	保育料の軽減	
情報通信 技術 (ICT) の導入	99	保育士の確保と 働きやすい環境の整備	子育てに関する多様なニーズに対応するため、情報通信技術（ICT）を活用して保護者負担や職員の事務負担を軽減し、幼児教育・保育環境の向上につなげる。
	121	放課後児童クラブ事務 の軽減	
子どもの 貧困対策 (孤困救 済)	65	子どもの学習・生活支援 事業	国の施策では、子どもの貧困対策・経済支援が課題とされる中で、豊田市では子ども条例・子どもの権利保障を基本として、幅広い視点から「子どもの孤困・救済対策」事業を推進していく（重点事業群：資料4）。
	168	子ども食堂支援事業	